

# 篠栗町下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～平成 38 年度)



平成 29 年 3 月

篠栗町

# 第1章 経営戦略策定の趣旨

## 1. 策定の背景

下水道は、公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠くことのできない重要な施設です。

篠栗町の下水道事業は、平成元年度に下水道法の事業認可を受け、平成8年度に供用を開始しました。平成25年度には計画区域510haのうち509.5haを整備し終えており、現在は、維持管理や長寿命化に重点を置いた施設運用をしています。

また、会計・経理の面では、平成26年度に、地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行しており、独立採算の原則に従いながら、経営の健全化・効率化に努めています。

これまでの下水道事業は、概ね順調に事業運営されてきましたが、少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など社会の潮流は転換期を迎えており、下水道事業の今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されています。このため、篠栗町の下水道事業においても、経営の指針となる計画・戦略が必要とされています。

## 2. 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、事業毎に策定することが求められているもので、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となるものです。

篠栗町においても、限られた財源の中で、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も住民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、経営戦略を策定するものです。

## 3. 計画期間

平成29年度～平成38年度（10年間）



篠栗町の下水道マンホール

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 1. 事業概要

#### (1) 施設等

篠栗町では平成元年度から下水道工事に着手し、平成8年度には供用を開始し、平成20年度には、全体計画における整備区域を概成しています。

平成27年度末の実績で、整備率は99.9%です。住民全体のうち、下水道利用が可能な住民の割合を示す下水道普及率で、96.1%、さらにそのうち、実際にトイレを水洗化し、下水道を利用している住民の割合を示す、水洗化率で、96.1%となっています。

また、トイレから出る排水、し尿や、炊事で作る生活雑排水などを処理する汚水処理施設については、篠栗町単独で所有していないため、多々良川流域関連町に属する、篠栗町、粕屋町、久山町、宇美町、志免町、須恵町の6町共同で、県に対し負担金を支払い、県が運営する多々良川流域下水道の浄化センターで処理をお願いしています。

供用開始年度	供用開始 平成8年度（供用開始後 20年経過）
法適、非適の区分	地方公営企業法 全部適用（平成26年4月）
流域下水道等への接続の有無	多々良川流域下水道に接続
下水道普及率	$\frac{\text{処理区域内人口 } 30,411 \text{人}}{\text{行政区域内人口 } 31,659 \text{人}} \times 100 = 96.1\%$
水洗化率	$\frac{\text{水洗便所設置済人口 } 29,226 \text{人}}{\text{処理区域内人口 } 30,411 \text{人}} \times 100 = 96.1\%$
処理区内人口密度	$\frac{\text{処理区域内人口 } 30,411 \text{人}}{\text{処理区域面積 } 509.5 \text{ha}} = 59.7 \text{人/ha}$
有収率	$\frac{\text{年間有収水量 } 2,549,398 \text{m}^3}{\text{年間総処理量 } 2,750,160 \text{m}^3} \times 100 = 92.7\%$

## (2) 使用料

下水道事業は、地方公営企業団体である町が経営する公営企業です。公営の事業として、企業性を発揮し最少の経費で最良のサービスを提供すべきであり、企業として経営の健全化・効率化に努めるだけでなく、その事業運営については、住民の理解を得る必要があります。

下水道事業において主な収益となる下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足る使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。

篠栗町では、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本水量を設定した従量制かつ、住民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものとするため累進制の使用料体系を採用しています。

平成 29 年 4 月 1 日には、下水道事業の厳しい財政状況を踏まえ下水道使用料の改定を行います。今後も、そのときどきの財政状況に応じて適切な料金体系となるよう、下水道使用料については定期的な見直し・改定を行っていくこととしています。

一般家庭使用料体系の概要・考え方	下水道使用料の体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。篠栗町は、従量制（10m <sup>3</sup> まで基本使用水量あり）の累進制使用料体系を採用しています。						
業務用等使用料体系の概要・考え方	篠栗町では、業務用等用途別の使用料体系は採用していません。						
条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり、税込) ※平成29年4月1日料金改定	<table> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2,568円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,568円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,970円</td> </tr> </table>	平成27年度	2,568円	平成28年度	2,568円	平成29年度	2,970円
平成27年度	2,568円						
平成28年度	2,568円						
平成29年度	2,970円						

## (3) 組織

篠栗町では、平成 20 年度に下水道の全体計画の整備が概成したことから、平成 21 年度には水道課と下水道課を「上下水道課」に統合しました。

平成 21 年度には上下水道課以下、15 名の職員で構成されていましたが、業務の役割等を見直した結果、平成 28 年 4 月 1 日現在は 9 名の職員で構成されています。そのうち、下水道事業の担当は、総務係 1 名、業務係 1 名です。当面の組織見直しは予定していません。

事業運営組織	上下水道 課長	1 名
	上下水道 課長補佐	1 名
	総務係	4 名
	業務係	3 名
	計	9 名

※平成28年4月1日現在

## 2. 経営指標による経営分析

視点	項目	望ましい方向	篠栗町	類似団体平均
(1) 経営の健全性	① 経常収支比率	↑	102.0%	110.6%
	② 累積欠損金比率	↓	0.0%	0.0%
	③ 流動比率	↑	42.6%	95.8%
	④ 企業債残高対事業規模比率	↓	868.4%	1354.0%
(2) 経営の効率性	① 経費回収率	↑	91.5%	80.1%
	② 汚水処理原価	↓	164.0円	162.7円
	③ 施設利用率	↑	-	56.7%
	④ 水洗化率	↑	96.1%	92.9%
(3) 老朽化の状況	① 有形固定資産減価償却率	↓	4.8%	22.9%
	② 管渠老朽化率	↓	0.0%	1.5%
	③ 管渠改善率	↑	0.0%	0.1%

※数値は平成27年度決算数値

### (1) 経営の健全性

#### ① 経常収支比率

経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを示す指標です。篠栗町は、類似団体平均には及びませんが、単年度の黒字は確保できています。

#### ② 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、多年度にわたって累積したもの）の割合を示す指標です。篠栗町に、累積欠損金はありません。

#### ③ 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を表すもので、短期債務（1年以内に返済期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標です。篠栗町は、単年度での企業債償還額が、期末現金を上回るため低い比率となります。しかしながら、企業債償還に対して一般会計から応分の繰出金を受けているため、支払能力は確保されています。

#### ④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合を示す指標です。篠栗町は、類似団体平均より低い水準にあり、これまでの投資が営業収益に見合った規模に保たれています。

## (2) 経営の効率性

### ①経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。篠栗町は、汚水処理に係る費用が、使用料収入で賄われていないため、料金体系の見直しが必要です。平成 29 年 4 月 1 日の料金改定により改善する予定です。

### ②汚水処理原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要する費用です。篠栗町は、類似団体平均と同水準ですが、経費節減など経営努力を継続する必要があります。

### ③施設利用率

篠栗町に、汚水処理施設はありません。

### ④水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。篠栗町は、類似団体平均と比較して、水洗化が進んでいます。

## (3) 老朽化の状況

### ①有形資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。篠栗町は、平成 26 年度が地方公営企業法に基づく初めての決算であることから、減価償却累計額は少額となっています。

### ②管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標です。篠栗町の下水道の供用開始は、平成 8 年度からであり、管の老朽化はありません。

### ③管渠改善率

管渠の更新ペースや状況を示す指標です。篠栗町は、改善が必要な管渠がないため、更新工事等はありません。

## (4) 総括

概ね財政状況は健全と言えます。しかしながら、企業債償還額は今後増加することが見込まれており、中長期の財政状況を視野に入れた経営を行う必要があります。

管渠の老朽化はしばらく発生しませんが、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図るとともに、短期間に更新費用が過大にならないようアセットマネジメントを行う必要があります。

### 3. 将来の予測と課題

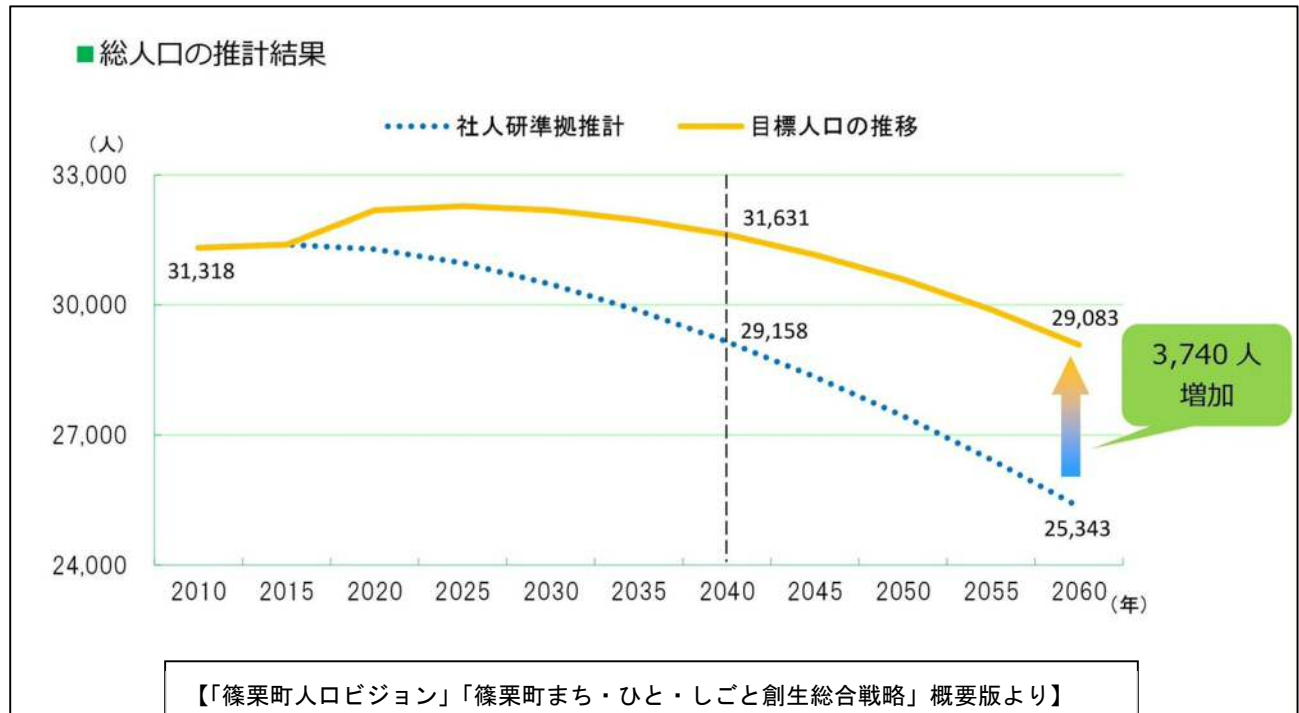
#### (1) 将来の予測と課題

##### ①人口減少社会の進展

平成 27 年（2015 年）12 月に「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同時に、「篠栗町人口ビジョン」が策定されました。国立社会保障・人口問題研究所の準拠推計によると、2060 年の篠栗町の人口は 25,000 人程度と 2015 年と比べ約 6,000 人の減少となっています。

国や県、町が実施する施策による事業効果が着実に表れることにより、2060 年の将来人口は約 29,000 人と、減少を抑えることは出来ませんが、社会の流れとしての人口減少は免れない状況です。

篠栗町は、下水道普及率・水洗化率ともに既に高い水準にあり、町の人口減少は、下水道使用料収入の減少に直結しますので、将来的には経営悪化を招く要因になると考えられます。

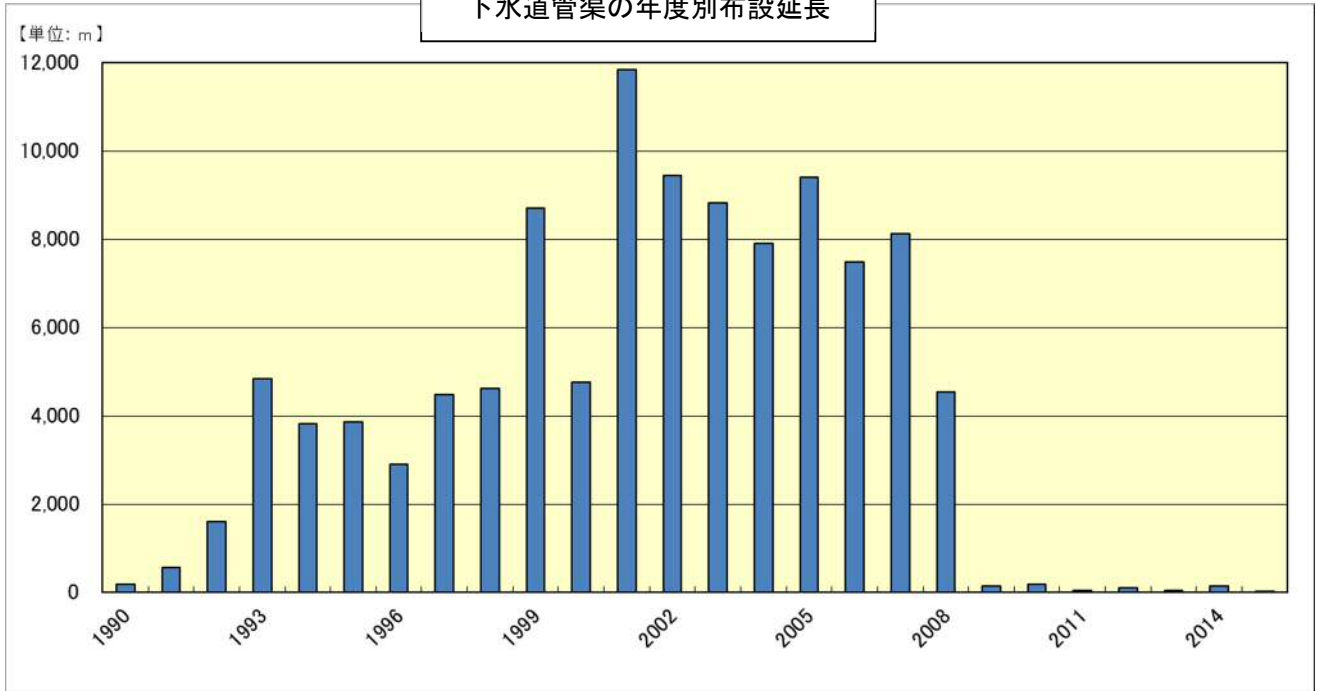


##### ②管渠の老朽化

篠栗町の污水管の総延長は、約 108km となっています。平成元年度（1989 年度）から整備されており、古い管は布設後 30 年を経過します。污水管の法定耐用年数は 50 年とされており、現在老朽化している管渠はありませんが、比較的短い期間で整備を行ってきたことから、老朽化による陥没等のリスクが、ある時期から急速に高まることが予測されます。

適切な補修作業により管渠の長寿命化を図るとともに、更新に係る費用の平準化についても検討する時期に差し掛かっています。

下水道管渠の年度別布設延長



③企業債償還

篠栗町では、平成 34 年度に企業債の償還がピークを迎え、平成 27 年度決算との比較で、元利償還金で約 8,000 万円支出が増加します。償還のピークに備え、今のうちから現金の積み立て等を行っていく必要があります。

年度別企業債償還額の推計





## (2) 新たな変化要因

### ① 篠栗北地区産業団地の開発

篠栗北地区に産業団地が開発されるため、下水処理区域の拡大を行う予定です。それに伴い、管渠の延伸に関する投資費用の他、下水道事業における基本計画となる事業計画の変更を行うための委託費用等が必要になります。投資等の費用は、増加する下水道使用料で賄うこととなりますが、進出企業の排水量次第では、費用の回収までに期間を要することとなります。

篠栗北地区産業団地の開発は、下水道事業にとっても大きな変化要因であり、収益増大の好機です。開発の担当部署とも連携を取りながら、企業が進出しやすいよう下水道事業としても施策を検討していきます。



### ② 浸水（内水）被害対策の実施

近年は、河川等の氾濫だけでなく、想定外の降雨量により、内水（住宅地等から公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水）の被害が増加しており、平成27年改正の下水道法においても、浸水被害対策制度の創設が行われました。

篠栗町においては、雨水計画については下水道事業で定め、整備や改修については都市整備課で行ってきました。平成29年度からは、整備や改修工事についても下水道事業で行うように業務分担の見直しを行いましたので、計画と整備の総合的な浸水（内水）被害対策について、下水道事業で実施方針を検討していきます。



### 第3章 経営の基本方針

#### 1. 経営理念

篠栗町下水道事業は、町の健全な発達と公衆衛生の向上に貢献し、公共用水域の水質の保全に尽力します。

#### 2. 基本方針

(1) 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進します。

公営企業として経営基盤の強化に努めることで、事業の持続性を担保しつつ、汚水処理の普及促進や水環境の保全に努めることで、公共の福祉を増進します。

(2) 住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するため生活基盤の推進に寄与します。

住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するために下水道はなくてはならない施設です。近年、特に懸念されている浸水被害に対応できるよう、下水道事業としても方針の検討を行います。

また、現在、老朽化している管渠はありませんが、将来を見越して下水道ストックの適正管理に努めるとともに、施設の効率的な改築、更新を行います。

基本方針	将来目標	施策
(1) 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進します。	①経営基盤の強化	定期的な使用料見直しによる収入の確保
	②水環境の保全	汚水処理の推進・啓発
(2) 住民が安心して快適に暮らせるまちを実現するため生活基盤の推進に寄与します。	①浸水に強い下水道	雨水整備の方針検討
	②下水道資産の適正管理	施設の効率的な改築・更新

### 3. 将来目標

#### (1) 経営基盤の強化

(平成 33 年度) 下水道使用料改定の検証・見直し

平成 29 年度から実施される下水道使用料改定について、平成 33 年度までに検証を行います。その上で、そのときどきの財政状況に応じて適切な料金体系となるよう見直しを行い、収入の確保に努めます。

#### (2) 水環境の保全

(平成 27 年度) 水洗化率 96.1% → (平成 38 年度) 水洗化率 97.0%

篠栗町の水洗化率は、類似団体と比較して高い水準ですが、下水道のさらなる普及啓発に努め、水洗化率の向上を目指します。

#### (3) 浸水に強い下水道

(平成 38 年度) 内水ハザードマップの策定

雨水整備の方針を検討するため、町の防災担当の他、関係部署と連携し、平成 38 年度までに内水ハザードマップの策定を目指します。

#### (4) 下水道資産の適正管理

(平成 29 年度～平成 38 年度) 管渠清掃 累計 100km

平成 15 年度から管渠の清掃業務を毎年度実施しています。下水道管渠の長寿命化を図り、適切に維持管理していくために、10 年間で累計 100km を目標に管渠の清掃を実施します。

## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

### 1. 投資・財政計画（収支計画）

【収益的収支】

区 分		年 度		前々年度	前年度	平成29年度	平成30年度	
				( 決 算 )	( 決 算 )			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			382,240	384,986	449,982	437,982	
		(1) 料 金 収 入		382,237	384,984	435,480	435,480	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		3	2	14,502	2,502	
		(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	150,000	143,074	143,000	137,000	
			そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			235,596	225,408	218,482	213,491	
		(3) そ の 他		51	50	50	50	
		収 入 計 (C)		767,887	753,518	811,514	788,523	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用			606,045	617,243	657,123	635,418
			(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	12,951	14,028	24,797	25,325
				退 職 給 付 費	6,498	6,662	11,182	11,573
		そ の 他		6,453	7,366	13,615	13,752	
(2) 経 費		動 力 費	267,522	276,707	301,053	280,200		
		修 繕 費		599	1,000	1,000		
		材 料 費						
		そ の 他	266,923	275,707	300,053	279,200		
(3) 減 価 償 却 費				325,572	326,508	331,273	329,893	
		2. 営 業 外 費 用		147,001	139,360	133,421	126,869	
		(1) 支 払 利 息		140,205	132,360	125,421	118,869	
(2) そ の 他		6,796	7,000	8,000	8,000			
支 出 計 (D)		753,046	756,603	790,544	762,287			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		14,841	△ 3,085	20,970	26,236			
特 別 利 益 (F)				2	2			
特 別 損 失 (G)			153	181	200			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 153	△ 179	△ 198			
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)			14,688	△ 3,264	20,772			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			4,688	1,424				
流 動 資 産 (J)			188,750	171,192	196,309	228,057		
	う ち 未 収 金		31,853	32,082	36,290	36,290		
	流 動 負 債 (K)			474,186	481,821	501,678	524,261	
う ち 建 設 改 良 費 分								
う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金		47,489	48,208	48,058	50,408			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )								
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			382,240	384,986	449,982			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			382,240	384,986	449,982			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
437,982	440,262	440,262	440,262	437,982	437,982	437,982	437,982
435,480	437,760	437,760	437,760	435,480	435,480	435,480	435,480
2,502	2,502	2,502	2,502	2,502	2,502	2,502	2,502
340,736	332,019	320,019	316,019	313,019	306,019	300,019	298,019
131,000	124,000	117,000	118,000	120,000	118,000	117,000	115,000
131,000	124,000	117,000	118,000	120,000	118,000	117,000	115,000
209,686	207,969	202,969	197,969	192,969	187,969	182,969	182,969
50	50	50	50	50	50	50	50
778,718	772,281	760,281	756,281	751,001	744,001	738,001	736,001
636,174	641,571	642,984	644,713	644,221	644,846	645,490	646,153
25,867	26,425	26,998	27,588	28,196	28,821	29,465	30,128
11,978	12,397	12,830	13,279	13,744	14,225	14,723	15,239
13,889	14,028	14,168	14,309	14,452	14,596	14,742	14,889
277,800	281,500	281,200	281,200	280,100	280,100	280,100	280,100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
276,800	280,500	280,200	280,200	279,100	279,100	279,100	279,100
332,507	333,646	334,786	335,925	335,925	335,925	335,925	335,925
120,166	112,567	104,669	96,554	88,624	81,078	74,115	67,570
112,166	104,567	96,669	88,554	80,624	73,078	66,115	59,570
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
756,340	754,138	747,653	741,267	732,845	725,924	719,605	713,723
22,378	18,143	12,628	15,014	18,156	18,077	18,396	22,278
2	2	2	2	2	2	2	2
52	52	52	52	52	52	52	52
△ 50	△ 50	△ 50	△ 50	△ 50	△ 50	△ 50	△ 50
22,328	18,093	12,578	14,964	18,106	18,027	18,346	22,228
224,743	205,343	171,070	134,861	102,973	77,604	59,508	55,096
36,290	36,480	36,480	36,480	36,290	36,290	36,290	36,290
548,418	570,060	578,338	581,783	577,438	575,361	568,616	548,616
50,008	49,792	50,575	50,575	50,392	50,392	50,392	50,392
						10,884	15,296
437,982	440,262	440,262	440,262	437,982	437,982	437,982	437,982
						2	3
						10,884	15,296
437,982	440,262	440,262	440,262	437,982	437,982	437,982	437,982
						2	3

【資本的収支】

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度
		前	後				
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			212,000	222,000	305,600	316,000
		うち資本費平準化債		127,000	130,000	135,000	135,000
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金			100,000	106,926	107,000	113,000
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他			2,818	500	500	500
	計 (A)			314,818	329,426	413,100	429,500
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)			314,818	329,426	413,100	429,500
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費			9,720	9,720	90,720
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				377,836	398,559	414,332	433,470
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他				36,359	43,949	34,900	41,000
計 (D)			423,915	452,228	539,952	554,390	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				109,097	122,802	126,852	124,890
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				87,475	106,080	98,754
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		10,000	1,424	20,772	26,136
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他		99,097	33,903		
計 (F)		109,097	122,802	126,852	124,890		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)				6,727,008	6,550,449	6,441,717	6,324,247

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度
		前	後				
収益的収支分				150,000	143,074	157,500	139,500
	うち基準内繰入金			150,000	143,074	157,500	139,500
	うち基準外繰入金						
資本的収支分				100,000	106,926	107,000	113,000
	うち基準内繰入金			100,000	106,926	107,000	113,000
	うち基準外繰入金						
合 計				250,000	250,000	264,500	252,500

(単位:千円)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
225,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
135,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
119,000	126,000	133,000	132,000	130,000	132,000	133,000	135,000
500	500	200	200	200	200	200	200
344,500	356,500	363,200	362,200	360,200	362,200	363,200	365,200
344,500	356,500	363,200	362,200	360,200	362,200	363,200	365,200
9,810	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
456,203	478,010	500,302	509,047	511,958	508,113	506,719	500,474
41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
507,013	528,910	551,202	559,947	562,858	559,013	557,619	551,374
162,513	172,410	188,002	197,747	202,658	196,813	194,419	186,174
140,185	154,317	175,424	182,783	181,041	152,956	157,956	157,956
22,328	18,093	12,578	14,964	18,106	18,027	17,346	22,228
162,513	172,410	188,002	197,747	199,147	170,983	175,302	180,184
				3,511	25,830	19,117	5,990
6,093,044	5,845,034	5,574,732	5,295,685	5,013,727	4,735,614	4,367,258	4,373,503

(単位:千円)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
133,500	126,500	119,500	120,500	122,500	120,500	119,500	117,500
133,500	126,500	119,500	120,500	122,500	120,500	119,500	117,500
119,000	126,000	133,000	132,000	130,000	132,000	133,000	135,000
119,000	126,000	133,000	132,000	130,000	132,000	133,000	135,000
252,500	252,500	252,500	252,500	252,500	252,500	252,500	252,500

## 2. 投資・財政計画（収支計画）策定に当たっての説明

### （1）投資について

平成 29 年度から平成 31 年度にかけて、篠栗北地区産業団地関連の工事を行います。汚水本管の延長と雨水管の改修です。その他で、大きな投資計画については、計画期間内にありません。

### （2）財源について

平成 29 年度の使用料改定により使用料収入は増加しますが、その後は横ばいを見込んでいます。

一般会計繰出金については、総務省通知「公営企業への繰出し金について」に定める基準で、公共の福祉の観点からも、汚水処理に関しての一部経費と、雨水排水に係る経費の全額は、一般会計からの負担で賄うことが原則とされています。今後も一般会計の財政状況等も勘案しながら、公平かつ適正な金額で負担金の繰り出しを受ける予定です。

企業債は単年度の支出を抑えるための借入資金です。下水道整備に関わる恩恵は現在の使用者の他、後年の使用者についても恩恵を受けることとなりますので、世代間で適切な費用負担となるよう今後も適切な範囲内で企業債の借入は行っていきます。

### （3）投資以外の経費について

人件費については、平成 29 年度以降は、業務係 2 名、総務係 1 名を下水道事業で負担することとしています。今後も、必要最低減の人員で、業務遂行をしていきます。

委託費の大きな支出は、電算システム関係の構築や、下水道事業における基本計画となる事業計画の拡大、延伸の費用が大きなものです。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の事項

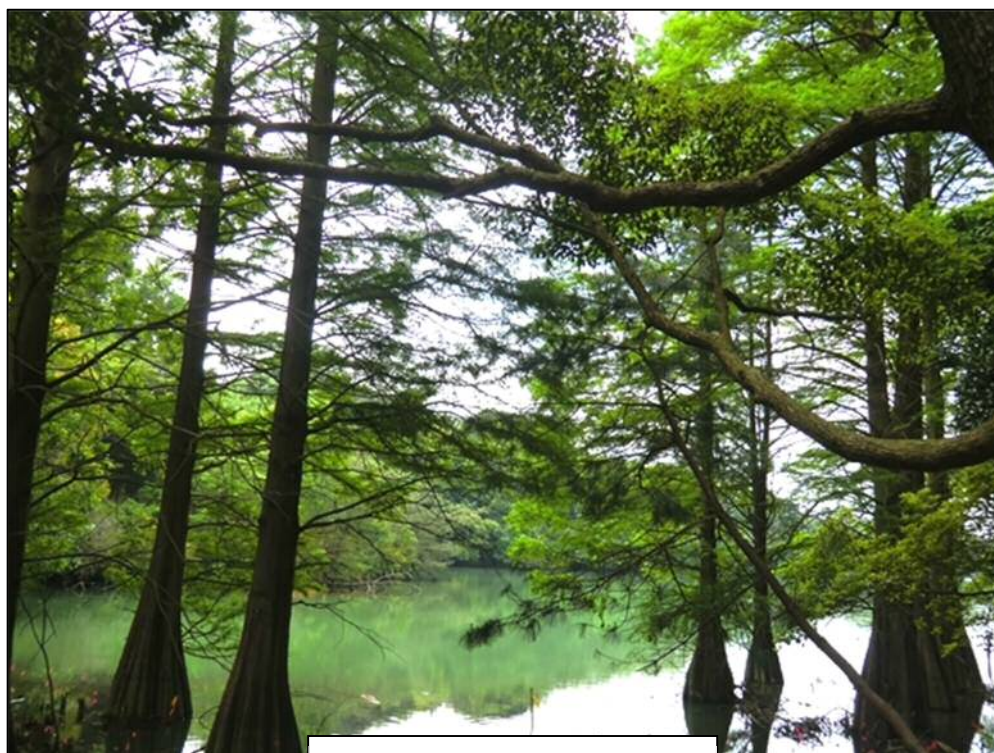
設備投資以外の篠栗北地区産業団地に関連する収入については、排水量が予測の段階に留まるため未反映としています。



## 第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の進捗管理は、各年度末に行い、見直しは5年以内に行います。その場合の視点は、平成26年8月29日付け総務省公営企業3課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の第3の4、下水道事業の項を基本とし、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）—実施（Do）—検証（Check）—見直し（Action）」のサイクルを活用します。

また、下水道事業は公営企業でありますので、住民への説明責任があります。下水道使用料の算定根拠や事業の経営状況、経費削減等の経営努力等についての情報を公開して、事業の透明性を確保していきます。



水辺の風景（篠栗九大の森）